

令和8年第2回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和8年6月12日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第27号 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第29号 取手市税条例の一部を改正する条例について
-
- 日程第2 議案第40号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 意見書案 中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について
第3号
-
- 日程第4 意見書案 殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について
第4号
-
- 日程第5 休会の件

議案付託表

令和8年第2回定例会

○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第27号	取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
議案第29号	取手市税条例の一部を改正する条例について
議案第40号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）

○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名
議案第40号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）

○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第40号	令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）（所管事項）

議案第40号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第1号）
質疑通告一覧表

令和8年第2回定例会

質疑 順位	質疑者	質疑事項	質疑要旨	議案書の ページ
1	岡口すみえ 議員	窓口案内時間短縮に伴う備品購入について	1 窓口案内時間変更に伴う丁寧な周知と備品整備	P9
2	染谷和博 議員	放課後児童対策事業に要する経費について	1 スマホ市役所から申請はできるか 2 比較検討はしたのか	P13

意見書案第3号

中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年6月12日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 杉山 尊 宣

〃 〃 金澤 克 仁

〃 〃 染谷 和 博

〃 〃 関川 翔

〃 〃 加増 充 子

〃 〃 根岸 裕美子

〃 〃 赤羽 直 一

中東情勢に伴う燃料油等の安定供給確保と更なる地域経済支援を求める意見書（案）

現下の中東情勢をめぐっては、原油価格の高騰、エネルギー供給の不安定化、物流コストや原材料価格の上昇など、国民生活及び地域経済への更なる影響が生じています。

我が国は、原油の多くを中東地域に依存しており、ホルムズ海峡等をめぐる緊張の高まりは、燃料価格、電気・ガス料金、輸送費、農業資材、建設資材、医療・福祉現場の運営経費など、幅広い分野に波及しています。特に、地方においては、物価高騰が続く中で自家用車による移動、物流、農業、医療・介護、子育て世帯や高齢者世帯の日常生活における燃料・エネルギー等負担が大きく、価格上昇が長期化した場合、市民生活と地域経済に深刻な影響が及ぶこととなります。

政府においては、石油備蓄の活用、燃料油価格の激変緩和措置、代替調達先の確保、関係省庁による情報収集・相談体制の整備など、安定供給と価格抑制に向けた対応が進められています。しかしながら、「中東情勢等対応」としての令和8年度政府補正予算は、予備費を積み上げただけで、電気・ガス料金の他に具体策はなく、重点支援地方交付金も1,000億円と少なく、補正予算の規模も中身も不十分すぎるものです。地域の中小企業・小規模事業者、農業者、運輸事業者、医療・福祉事業者、子育て世帯、低所得世帯、高齢者世帯等においては、今後の価格動向や供給の先行きに対する不透明感が強く、国による迅速かつ実効性ある更なる対策が求められます。

よって、国においては、中東情勢をはじめとする国際情勢の変化に伴う原油価格・エネルギー供給等への影響を的確に把握し、国民生活と地域経済を守るため、下記の事項について早急に措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 燃料油・エネルギーの安定供給に万全を期すとともに、価格の急激な上昇が家計や事業活動に過度な負担とならないよう、必要な価格高騰対策を講じるとともに、省エネルギーの推進やエネルギー利用の効率化に向けた支援を行うこと。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じて生活者や事業者への支援を柔軟に実施できるよう、重点支援地方交付金をはじめとする十分な財政措置を講じること。
- 3 燃料、原材料等の供給の不安定化及び急激な価格高騰により影響を受ける中小企業・小規模事業者等に対し、資金繰り、価格転嫁、相談体制等の支援に加え、省エネルギー設備や燃費改善設備の導入支援を行うこと。
- 4 医療や福祉のほか、農業、運輸、介護、子育て支援等の生活基盤を支える分野等の産業分野については、燃料や資材価格高騰の影響を強く受けることからサービス提供や事業継続、雇用維持及び安定供給に支障が生じないように、迅速かつ的確な対応を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 外務大臣
厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

意見書案第4号

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年6月12日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和 成

〃 〃 根 岸 裕美子

殺傷能力のある武器の輸出禁止を求める意見書（案）

日本国憲法第9条は、戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定め、戦後日本は「専守防衛」と「平和主義」を国是として歩んできました。

日本はかつて、いわゆる武器輸出三原則とその後の政府方針により、事実上、武器輸出を禁止し、国際社会において「武器を輸出しない平和国家」として信頼を築いてきました。

しかし近年、政府は防衛装備移転三原則及びその運用指針の度重なる見直しを行い、救難・輸送・警戒・監視・掃海に限定していた「五類型」の撤廃などを通じて、殺傷能力のある武器を含む防衛装備品の輸出を大きく拡大する方向へと舵を切っています。これにより、日本製の武器が海外の武力紛争で使用され、人命を奪う事態を招きかねない深刻な懸念が生じています。

武器輸出の拡大は、国際紛争の平和的解決という日本の基本方針と相入れず、憲法第9条の趣旨にも著しく反するものであり、国民の多数が望む平和国家としての歩みを損なうものです。

よって取手市議会は、国に対し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止し、日本が再び「武器を輸出しない国」として、国際社会に貢献するよう次の事項について強く求めます。

記

- 1 防衛装備移転三原則及びその運用指針により、殺傷能力のある武器の輸出を可能とする現行の制度を見直し、殺傷能力のある武器の輸出を禁止すること。
- 2 かつての武器輸出三原則及び事実上の武器輸出禁止政策の理念に立ち返り、日本製武器が国際紛争や武力衝突を助長することのないよう、武器輸出を厳格に制限すること。
- 3 武器輸出拡大ではなく、紛争予防、平和構築、人道支援、気候危機対策など、非軍事の平和貢献にこそ資源を振り向けることにより、憲法第9条の理念に沿った国際貢献を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 経済産業大臣 防衛大臣